



### 質問1

事業所得の計算上、必要経費にならない税金は、どのようなものがあるでしょうか。

### 回答

所得税・復興特別所得税・都道府県民税・市町村民税・相続税・贈与税やこれらにかかる延滞税・加算税などは必要経費とはなりません。

事業税や固定資産税・自動車税など事業そのものや事業に使用されている資産に対して課される税金、いわゆる物税は、その事業の所得計算上必要経費となりますが、次に述べるような人に対して課されるいわゆる人税は必要経費とはなりません。

①所得税・復興特別所得税（外国税額控除を受ける場合のその外国の法令で課税される所得税に相当する税を含みます）およびその税の延滞税・過少申告加算税・無申告加算税・不納付加算税および重加算税ならびに利子税（ただし、確定申告額の延納に係る所得税の利子税のうち事業所得に対する所得額に対応する部分の金額を除きます）

②道府県民税および市町村民税（都民税および特別区民税を含みます）

注）控除対象外国所得税については、各年ごとの選択によって、これを外国税額控除の対象とするか、または事業所得計算上の必要経費に算入することができます。

### 質問2

医院の土地・建物について納付する固定資産税ですが、通知を受けたときに経費に計上すべきでしょうか、あるいは各納期の納税ごとに計上してもよろしいのでしょうか。

### 回答

いずれでも差し支えはありません。

所得金額の計算上、必要経費に算入できる国税や地方税は、その年の12月31日（年の中途で死亡、または出国した場合は死亡・出国の時）までに申告や更正・決定・賦課決定により納付しなければならないことが具体的に確定したものとされていますので、固定資産税についても実際納める際に納付税額が具体的に確定していれば必要経費に算入することができます。

固定資産税の賦課決定は、その年の1月1日に所有している土地建物や償却資産などに対し、課税標準や税額の記載がある納税通知書に基づいて行われ、その納期は大体4月・7月・9月および12月の4回に分かれています。

ところで、納期が分割して定められている固定資産税などは、納税通知書によりその総額が具体的に確定した時点で必要経費とするほか、便宜上、各納期ごとの税額をそれぞれの納期の開始の日または実際に納付した日の属する年分の必要経費にすることもできます。

したがって、ご質問の場合は、納税通知書の送付があった時に未払のまま税額を必要経費にすること、またはそれぞれの納期ごとに実際に収めたときに必要経費に計上することができます。